

令和2年度南伊豆町資金不足比率審査意見書

1 審査の期間 令和3年8月18日

2 審査の概要

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

・水道事業会計について

令和2年度の資金不足比率は-%となっており、令和元年度と同様である。また、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。よって、経営が健全であると認められる。

・公共下水道事業特別会計について

令和2年度の資金不足比率は-%となっており、令和元年度と同様である。また、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。よって、経営が健全であると認められる。

・子浦漁業集落排水事業特別会計について
令和2年度の資金不足比率は-%となっており、令和元年度と同様である。また、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。よって、経営が健全であると認められる。

・中木漁業集落排水事業特別会計について

令和2年度の資金不足比率は-%となっており、令和元年度と同様である。また、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。よって、経営が健全であると認められる。

・妻良漁業集落排水事業特別会計について

令和2年度の資金不足比率は-%となっており、令和元年度と同様である。また、経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。よって、経営が健全であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

公共下水道事業特別会計は、一般会計からの繰入金によって収支均衡が図られている。令和5年度には公営企業法の適用となることから、接続率の向上等による料金収入の増加に努めるなど、経営改善を図られたい。

令和3年8月18日

南伊豆町監査委員

高橋 正明

稻葉 勝男

